

指定変更許可基準

相模原市では、住民登録地に基づき通学する小・中学校を指定しておりますが、児童・生徒に個々の事情がある場合には、保護者の申立により、指定された学校以外の学校へ指定を変更できる『指定変更許可制度』があります。次の基準に該当する場合に適用されますが、詳しくは、学務課までお問い合わせください。

なお、申請受付窓口は学務課又は各総合事務所内の教育班となります。

	指定変更許可基準	申請時に必要な書類等	許可期間 (最長)
1	小学校1～5年生、中学校1～2年生が、学期途中で転居し、引き続き従前の学校へ通学を希望する場合	なし ※事前に通学している学校の校長に相談し、承諾を得てください。住民異動届(転居)の手続き後に申請してください。	学年末まで
2	小学校6年生、中学校3年生が転居し、引き続き従前の学校へ通学を希望する場合	なし ※事前に通学している学校の校長に相談し、承諾を得てください。住民異動届(転居)の手続き後に申請してください。	卒業まで
3	新築、改築等により一時的に学区外に居住し、引き続き従前の学校へ通学する場合	売買契約書又は賃貸借契約書等の写し ※事前に通学している学校の校長に相談し、承諾を得てください。住民異動届(転居)の手続き後に申請してください。	必要な期間
4	小・中学校への入学予定者で、概ね1学期中に転居が確実な場合、又は在学中の者で、学期途中で転居が確実な場合	売買契約書又は賃貸借契約書等の写し	必要な期間
5	自宅に帰っても、児童を保護する者がいない場合(両親の帰宅まで親戚の家等に預ける場合や勤務先、店舗等で児童を預かる場合) 【小学生に限る】	保護者の就労証明書及び児童預かり申立書	卒業まで
6	指定された小学校以外の学校に設置されている児童クラブへの入会が認められ、その学校への通学を希望する場合(学校から児童クラブへの移送が行われている場合は除く)	①児童クラブ入会承認通知書 ②保護者の就労証明書(民間児童クラブ入会者のみ)	卒業まで
7	児童・生徒に対して教育的配慮を要する場合(指定された学校と通学を希望する学校の両校長が個々の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断した場合)	なし ※事前に通学している学校の校長に相談して、十分な話し合いを行い、承諾を得てください。	卒業まで
8	児童・生徒に身体的理由がある場合(病気治療等)	診断書等	卒業まで
9	北里大学病院への入院による院内学級入級の場合	入級通知書	必要な期間
10	指定変更許可区域に居住している場合(注1)	なし	卒業まで
11	5～8の理由により、指定変更許可を受けた兄弟姉妹がいる場合	なし	卒業まで

注1 指定変更許可区域とは、指定された学校とは別の指定した学校へ変更することができる区域です。詳しくは、前頁の「指定変更許可区域」で検索してください。